2　1に基づく査証の要件の免除は、国際民間航空機関（ＩＣＡＯ）に適合するＩＣ旅券である有効なインドネシア共和国の一般旅券を所持するインドネシア共和国の国民であり、事前に在インドネシア共和国日本国大使館、日本国総領事館又は日本国領事事務所において事前登録を行った者に適用される。かかるインドネシア共和国の国民に対し、三年の期間又は当該旅券の有効期間のいずれか短い方を有効期間とする査証免除登録証を無償で発行する。

3　1に基づく査証の要件の免除は、インドネシア共和国の国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するものについては、適用しない。

4　日本国に入国することを希望するインドネシア共和国の国民は、日本国の法令に服さなければならない。

5　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにインドネシア共和国政府に通告される。

6　日本国政府は、日本国の利益を害するおそれがあると認めるインドネシア共和国の国民に対し、日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

7　日本国政府は、前記の諸措置を終了する場合には、インドネシア共和国政府に対し書面による一箇月の予告を事前に与える。

在インドネシア共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてインドネシア共和国外務省に向かって敬意を表する。

二千十四年十二月一日にジャカルタで

○外務省告示第六十二号

平成二十七年二月十二日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったプルリア揚水発電所建設計画（第三期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（先般平成二十七年一月二十四日まで延長された。）がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成二十八年一月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十三号

平成二十七年二月十二日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成二十一年十月二十七日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになった貨物専用鉄道建設計画（フェーズ1）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十九年二月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十四号

平成二十七年一月三十日にロメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　村田優久夫在トーゴ臨時代理大使

トーゴ側　エソハナム・ジェネビエーブ・テル外務・協力省官房長

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十五号

平成二十七年二月三日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国における人身取引防止支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人身取引防止支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五千五百万円

3　署名者

日本側　庄司隆一在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　ラレ・デモス・アルド国際連合薬物犯罪事務所事務局次長兼事業局長

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六十六号

平成二十七年二月三日にアブジャで、ナイジェリア連邦共和国におけるテロの効果的な訴追強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　テロの効果的な訴追強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五千五百万円

3　署名者

日本側　庄司隆一在ナイジェリア大使

ナイジェリア側　ラレ・デモス・アルド国際連合薬物犯罪事務所事務局次長兼事業局長

平成二十七年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第三十五号

重要無形文化財能シテ方の保持者片山博太郎（片山幽雪平成十三年文部科学省告示第百二十七号）は、平成二十七年一月十三日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月五日

文部科学大臣　下村　博文

○農林水産省告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県東温市樋口字信ヶ谷乙三〇三の三から乙三〇三の五まで、乙三〇三の八、乙三〇三の一〇から乙三〇三の一三まで、乙三〇三の一九、乙三〇三の二一、乙三〇三の二二、乙三〇三の二四、乙三〇三の二八、乙三〇三の三〇から乙三〇三の三四まで、乙三〇五から乙三〇八まで、乙三〇九の一、乙三〇九の二、乙三一二の一、乙三一二の二、乙三一二〇、乙三二二、乙三二五の一、乙三二五の二、乙三二八、乙三三一、乙三三二の一から乙三三二の三まで、乙三三三の一、乙三三三の三、乙三三三の四、乙三三四、字椿ヶ谷乙三三五の一、乙三三六の一、乙三三八の一、乙三四一の一から乙三四一の三まで、乙三四二から乙三四四まで、乙三四七、乙三四八の一、字日吉谷乙三五三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字信ヶ谷乙三〇三の三から乙三〇三の五まで・乙三〇三の八・乙三〇三の二一・乙三〇三の二二・乙三三二の一から乙三三二の三まで・乙三三三の一・乙三三三の四・乙三三四（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）、字椿ヶ谷乙三三八の一・乙三四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字信ヶ谷乙三三三の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸字西平二八六三の一・二八七〇の一から二八七〇の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字後川二九九三の三・二九九四の一・三〇一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備